

取 扱 基 準

名 称	社会福祉施設等施設整備費補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	障がい者の入所・入院から地域生活移行に向け、居住の場であるグループホームや日中活動系サービス（生活介護、就労支援）の施設整備等に要する経費を補助する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	新潟市障がい福祉計画に規定する障がい福祉サービスごとの目標量の確保
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の 内 容	社会福祉施設等の創設、改修等に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	対象経費の実支出額の合計と、総事業費から寄付金その他の収入を控除した額を比較して少ない方の金額が補助対象となり、その額に下記の補助率を乗じて算出する。 ただし、施設の種類、利用定員等により定められている基準額を超える場合は、基準額を補助額とする。 補助率 3／4（国1／2，市1／4） <補助額が5万円未満，又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 国の基準に基づくため
開始時期	令和 5年 4月 1日
評価の時期	令和 7年 9月30日
終 期	令和 8年 3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 当該補助金が交付されている旨を表示する。
	〔媒体〕 ホームページ，会報，パンフレット等
担当部署	福祉部 障がい福祉課 管理係 電 話 025-226-1237（直通） e-mail shogai.wl@city.niigata.lg.jp